# 仕 様 書

#### 1. 件名

国際学長フォーラム等への海外からの招へいに係る航空券手配業務 一式

### 2. 業務期間

契約締結日から令和4年11月18日(金)までとする。 ただし、航空券の納入期限は令和4年9月29日(木)までとする。

## 3. 依頼人数

7名

ただし、搭乗者情報については契約後、国立高等専門学校機構(以下、 「高専機構」とする)より、請負者に提示するものとする。

#### 4. 業務内容

①以下に示す航空券を手配すること。なお、すべて大人料金で手配する こと。

出発日	出発地	到着地	便名	エコノミー	ビジネス
			JL048		
R4. 11. 14	ヘルシンキ	東京 (羽田)	or		1席
			AY073		
R4. 11. 17	東京 (羽田)	ヘルシンキ	AY062		1席
R4. 11. 14	バンコク	東京 (羽田)	NH848	5席	
R4. 11. 15	バンコク	東京 (羽田)	NH848		1席
R4. 11. 18	東京 (羽田)	バンコク	NH849	5席	1席

- ②変更・払い戻し可の航空券とすること。
- ③燃油サーチャージ及び空港使用料等諸費用 (税を含む) は契約金額に含むこと。
- ④航空券は納入期限までにE-チケットにて高専機構担当者の指定するメールアドレス宛へ送付すること。
- ⑤航空券の納入期限は令和4年9月29日(木)とする。 なお、①に示す航空券の手配が満席等により不可能な場合には、指定 した便の前もしくは後の便で、当該便への変更及び払い戻しが可能な 航空券を手配すること。

### 5. 業務実施にあたっての留意事項

#### (1)業務実施体制の整備

請負者は、本業務に係る責任者を1名選任し、本業務に係る監督・調整 を行うこと。また、契約締結後、速やかに責任者の氏名、連絡先等を高専 機構担当者に連絡すること。

なお、契約期間中は原則として責任者及び担当者の交代は認めない。万 一交代する場合には、高専機構の了解を得て行うこと。

## (2) 契約金額について

為替レートの変動等、高専機構に起因しない理由により航空券等の単価が変更になったとしても、契約金額の変更は行わないので、これに留意すること。

## (3) 搭乗者について

搭乗者は全て外国籍の者であるため、航空券の手配にあたって特別な手続きが必要な場合には、契約後に高専機構へ通知すること。

また、搭乗者より機内食に関する要望があった場合には可能な範囲で真摯に対応すること。

### 6. 業務完了報告書

- (1)業務期間終了後2週間以内に高専機構に提出するものとする。
- (2) 事業実施中に突発的な事故・事件、病気・けが、自然災害等不測の事態が生じたことにより、行程に変更又はキャンセルが生じた場合は、業務完了報告書とともに精算報告書(関係書類の添付を含む)を作成し、併せて提出するものとする。

### 7. 機密情報

本契約によって知り得た機密情報(搭乗者の個人情報を含む)を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。本契約の終了後も同様とする。正当な理由があってやむを得ず第三者に開示する場合、事前に高専機構の承認を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

### 8. 再委託等の禁止

請負者は、業務を自ら履行するものとし、業務の全部を第三者に委託 し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を委託する場合には 高専機構の承認を得た上で行うこと。

### 9. 留意事項

(1) 手配不備(ダブルブッキング、満席による便の変更等)など請負者の故意または過失によって高専機構に損害を与えた場合には、請負者はその損害を賠償すること。

- (2)以下の条件により旅行行程を急遽変更し、別途費用(交通費、キャンセル料等)が発生した場合は、後日、清算を行うものとし、返金があった場合は、追加でかかった費用と相殺の上、金額を算出し必要に応じて高専機構に請求するものとする。
  - ① 突発的な事故・事件、病気・けが、自然災害等不測の事態の発生による旅行サービス提供の中止、渡航中止勧告等、高専機構が承認した事情
  - ②高専機構に起因する事情
- (3) 本仕様書に定められた以外の事項や疑義を生じた事項については、高専機構担当者と協議し、その指示に従うこと。